

**生産性向上・職場環境整備等支援事業費補助金事務局運営業務委託  
条件付き一般競争入札の実施について**

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定により公告する。

令和 7 年 7 月 1 8 日

秋田県知事 鈴木 健太

1 入札に付する事項

(1) 業務名

生産性向上・職場環境整備等支援事業費補助金事務局運営業務委託

(2) 履行期間

契約日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(3) 業務の概要

別紙「仕様書」のとおり

2 入札方式

条件付き一般競争入札（紙入札）

3 入札参加資格

(1) 入札に参加する資格を有する者は、次の全ての要件を満たしている者とする。

- ①地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ②秋田県暴力団排除条例（平成 23 年秋田県条例第 29 号）第 6 条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- ③会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- ④参加資格確認申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの間に、県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
- ⑤秋田県に納付（納入）すべき県税に滞納がない者であること、及び社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がない者（適用除外事業所を除く。）であること。
- ⑥秋田県内に本社を有していること。
- ⑦一般社団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントシステム（I SMS）認証基準に基づく認証を取得していること。

- ⑧国、地方公共団体との間において、当該契約と同種の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる者であること。

#### 4 入札参加資格確認申請等

##### (1) 入札参加資格申請書の提出

入札に参加しようとする者は、次の書類を電子メール又は書面により提出しなければならない。

##### ①提出書類等

- ア 競争入札参加資格確認申請書（様式1号）
- イ 同種業務の履行実績調書（様式2号）
- ウ 登記事項証明書の写し又は秋田県内に本社を有していることを証明する書類の写し

##### ②提出期間

令和7年7月18日（金）から令和7年7月28日（月）の午前9時から午後5時まで。ただし、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。

##### ③提出場所

秋田県健康福祉部医務薬事課（秋田市山王4-1-1 本庁舎2階）  
メールアドレス：Imuyakujika@pref.akita.lg.jp

##### ④提出部数

1部

##### ⑤入札参加資格確認申請書の配布

本公告と同時に秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」により公告日より掲載し配布するものとする。

- (2) 入札参加資格の確認は、開札後に、原則として、落札者とするための確認を行う必要がある入札参加者について行い、その他の者については、確認は行わないものとする。
- (3) 入札参加資格確認申請書を提出した者は、当該申請書を提出したあと落札者が決定されるまでの間において入札参加資格を有しないこととなったときは、開札前にあつては入札辞退書を、開札後にあつてはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。

#### 5 入札保証金及び契約保証金

##### (1) 入札保証金

免除する。

## (2) 契約保証金

請負代金額の10分の1以上の金額とする。ただし、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第178条各号のいずれかに該当する場合は免除することができる。なお、納付方法等については、規則の規定による。

## 6 入札書等の提出等

### (1) 提出方法

次の提出先及び開札予定時刻までに、持参して提出するとともに開札に立ち会わなければならない。

提出先：秋田県本庁舎2階（医務薬事課事務室）（秋田市山王4-1-1）

開札時刻：令和7年7月30日（水）午前10時

### (2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### (3) 見積書の提出

見積書を入札書の提出に合わせて提出すること。なお、提出方法については、入札書の提出方法に準ずるものとする。

### (4) その他

①入札執行回数は、1回とする。

②開札の結果、入札参加者が1者であった場合であっても、入札を執行するものとする。

## 7 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札価格が最も低い者を落札候補者とする。この場合において、該当する者が2者以上であるときは、くじの方法により順位を決定し、最上位者を落札候補者とする。

(2) (1)の落札候補者について入札参加資格の確認を行い、資格を有することが確認された場合であって次のいずれにも該当しないときは、当該落札候補者を落札者とする。

①落札候補者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき

②落札候補者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるとき

(3) (2)によって落札者が決定しなかった場合は、予定価格の範囲内で入札した者の

うち、入札価格が当該落札候補者の次に低い者（該当する者が2者以上である場合は（1）後段の方法により最上位者を決定する。ただし、当該落札候補者がくじに決定された者である場合は当該くじの次順位者とする。）を落札候補者とし、（2）の確認等を行うものとする。

- （4）落札者が決定するまで、上記方法を順次繰り返すものとする。
- （5）契約担当者は、（2）において入札参加資格を有しないことと決定したときは、資格なしと決定された理由を明らかにした資格確認結果通知書を当該落札候補者に通知するものとする。
- （6）（5）の通知を受けた者は、当該通知の日の翌日から起算して2日（秋田県の休日定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、契約担当者に対して書面により資格なしと決定された理由についての説明を請求することができる。なお、（5）の通知を受けた者は、当該請求をしなかった場合にあつては、入札結果の公表が行われた日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に、契約担当者に対して苦情の申立を行うことができる。

## 8 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- （1）入札参加資格がないことが確認された者が行った入札
- （2）開札日から落札決定の日までの間において、2に掲げる要件を満たさないこととなったことが確認された者の行った入札
- （3）同一の入札について2以上の入札を行った者の入札
- （4）同一の入札について2人以上の入札者の代理人となった者の入札
- （5）談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- （6）入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札
- （7）委任状を持参しない代理人の行った入札
- （8）記名押印を欠く入札
- （9）入札書を提出した者のうち開札に立ち会わなかった者の行った入札
- （10）上記に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

## 9 その他

- （1）入札に関する説明会は実施しない。
- （2）入札参加資格に関するヒアリングは、実施しない。ただし、必要と認めた場合には説明を求めることがある。
- （3）競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- （4）提出された落札決定から契約締結までの間において、落札者が2に掲げる要件を満

たさないこととなった場合は、契約担当者は、当該落札者と契約を締結しないことができる。

- (5) 本業務を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部についてはあらかじめ秋田県から書面による承諾を得た場合は、この限りではない。  
この場合、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させること。
- (6) 本公告に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、秋田県財務規則の定めるところによる。